

平成26年度12月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時 平成26年12月3日(水)午後1時30分

2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室

3 出席委員

木村元昭委員長, 岡田健委員, 金木秀文委員, 久保井撰委員, 迫田登紀子委員, 重富朗委員, 滝鼻太郎委員, 谷口直人委員, 照屋常信委員, 野々村淑子委員, 安河内肇委員, 山本裕子委員(委員は五十音順)

4 事務担当者

鈴木基之裁判官, 秋吉隆吉事務局長, 森則明首席家庭裁判所調査官, 秋吉國広家事首席書記官, 濱田孝少年首席書記官, 浅野和之次席家庭裁判所調査官, 鵜池隆喜家事次席書記官, 岩切一恭主任書記官, 古賀保喜総務課課長補佐

5 テーマ

家事事件手続法施行後の家事調停事件の運用について

6 議事概要

開会

委員長あいさつ

委員長代理の指名

前任者の委員任期満了による退任により, 重富委員を委員長代理に指名した。

新任委員自己紹介

協議(発言者の略記 ○: 委員, ◇: 事務担当者)

事務担当者から, 家事事件手続法施行後の家事調停事件の運用について, 家事調停制度や家事調停事件の種類等のあらまし, 家事調停事件の動向, 調停運営に関する裁判所の主な取組状況等を説明し, 意見交換を行った。

○ 当事者等が精神的に問題を抱えているような場合のサポート態勢は, どのように整備されているのか。

◇ 精神的に問題を抱えているのは, 申立人であったり, 相手方であったり, 事案により異なるが, 調停委員会がそういった情報に接した場合には, 進行

について事前に十分に協議している。また、家庭裁判所には、精神科を専門とする医師が配置されており、必要に応じ、調停に同席するなどの態勢をとっている。

○ 調停事件の事件数はどうか。

◇ 福岡家庭裁判所本庁における事件数は、次のとおり

	新 受	既 済
平成25年	2 6 8 5	2 6 4 6
うち別表第二以外	1 1 6 2	-----
うち別表第二	1 5 2 3	-----
平成24年	2 9 2 8	2 7 1 4
うち別表第二以外	1 3 3 7	-----
うち別表第二	1 5 9 1	-----

◇ 福岡家庭裁判所本庁及び支部における事件数は、次のとおり

	新 受
平成25年	5 4 9 6
うち別表第二以外	2 3 6 6
うち別表第二	3 1 3 0

○ 調停に代わる審判とは、どのような場合に活用しているのか。

◇ 調停の中で、概ね合意はできているが、細かな点についての合意が難しかったり、合意することは消極だが、裁判官が決めるのであればそれに従うという場合であったり、遺産分割で、分割案に異論はないが、調停期日に出頭が困難であったり、主張する養育費の額の差が小さい場合など、裁判官が決定すれば、不服がないと思われるような場合に、調停に代わる審判をすることが多い。

◇ 家事事件手続法が施行された平成25年1月から平成26年8月末までに

行われた調停に代わる審判は、37件（概数）である。

- 離婚などの問題を抱えている人は、精神的に不安定な場合も多く、調停期日に出頭すること自体が相当な負担になる。ましてや遠方の裁判所に出頭する必要がある場合には、精神的にも経済的にも負担になることから、テレビ会議システム等の利用は有益であると考えているが、利用することの隘路としてはどのようなことがあるのか。
- ◇ テレビ会議システムは、支部を含めたすべての家庭裁判所に整備されているものではなく、福岡家庭裁判所本庁にも1台しかなく、相手先の裁判所と日程調整が必要である。他方、電話会議システムは、ほとんどの裁判所に整備されており、テレビ会議システムと比較すると利用しやすいものであるが、手続代理人（弁護士）が選任されていない場合に、本人であるかの確認が難しかったり、非公開の手続を担保することが困難であったりする。なお、手続代理人がいない場合には、最寄りの裁判所に出向いてもらうなどの運用を行っている。
- DV事案などで、精神的な問題を抱えている場合には、調停などの手続を利用することも難しい場合がある。本人が安心して手続を利用できるように、あらかじめ裁判所の施設面などを見学させてもえれば、安心させて、手続を進めることができると思われるので、配慮してもらいたい。
- ◇ DV事案などで心配がある場合は、電話会議システムを利用することもできる。身体的な暴力の恐れがなくても、同席が相当でない場合には、裁判所では、当事者が顔を合わせないように、個別に話を聴いて、調停手続を進めることは可能である。
- 調停事件のオリエンテーションシートは、視覚的でわかりやすく、よいと思う。
- 率直に言うと、裁判所の関係者と申立人（利用者）とには、もともとの知識に差があり、オリエンテーションシートの内容を直ちに理解するのは難しいと思う。
- ◇ オリエンテーションシートは、調停開始時に、調停委員が、申立人及び相

手方に調停手続の流れを説明する際のツールとして利用しているものであり、このシートを示しながら、手続の説明をしている。

- 調停事件における裁判官、調停委員、書記官及び調査官の役割において、共通認識を形成することが重要であるということであるが、家事事件手続法の施行により、どのような変化があったのか。
- ◇ 家事事件手続法の下では、当事者に主体的に調停事件に関わってもらい、つまり、きちんと自分の意見を主張し、相手の主張も理解してもらおうという考え方で手続を運営している。一方で、裁判官や調停委員などの役割は何であるかと改めて整理してみると、裁判官は、法律知識を活用し、法律的にどう解決するか考え、調停委員は、様々な経験や知識を持ち合わせており、これらを活かして、落ち着いた良い助言や説得を行う、調査官は、心理学等の専門知識を活用し、子の調査を行うなどして、専門的な分析を行う、書記官はすべての場面に関わり、手続全体の進行を管理し、調書を作成するなど、それぞれの役割を担っている。これらの役割について、認識を共有しておくことが重要であり、現在も定期的に各職種が集まって、各職種の役割がどうあるべきかディスカッションして共通認識を醸成する場を設けている。
- 書面による評議や対面による評議があるということであるが、書面による評議は、どのように行われているのか。
- ◇ 調停期日終了後に、調停委員が当日の経過、次回の予定及び今後の進行に関する調停委員の考えを記載したメモを提出し、裁判官は、そのメモによって、当日の状況を把握した上で、今後の進行について、気づきがあれば、意見を記載し、必要があれば、次回期日の開始前に対面評議を行う旨の指示を記載するなどして、情報共有を図っている。
- 複数の調停事件が併行して処理される中で、評議ができないような事態はないのか。
- ◇ 裁判官が他の事件に立ち会っているなどの状況があり、必要なときに評議ができにくい場合もある。
- 事件を円滑に進めるためには、調停委員会として認識を共有することが必

要である。実態に即して対面による評議と書面による評議を使い分けて、認識を共有して、事件を進行する必要がある。

次回テーマ

少年審判について（仮題）

次回期日

平成27年6月24日（水）午後1時30分から